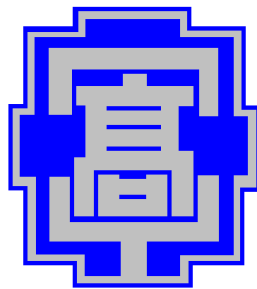


令和3年度
広島市立舟入高等学校 普通科
入学者選抜実施要項



	新型コロナウイルス感染症等に対する感染予防の留意点	1
【1】	選抜（Ⅰ）	2
【2】	選抜（Ⅱ）	5
【3】	帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜	9
【4】	選抜（Ⅲ）	10

〒730-0847
広島市中区舟入南一丁目4番4号
電 話 082-232-1261（代）
FAX 082-232-5914
URL <http://www.funairi-h.edu.city.hiroshima.jp/>

日曜日、土曜日、祝日及び学校の定める振替休日は事務取扱いを行いません。

この要項における用語の定義は次のとおりである。

用語	定義
中学校	中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程
中学校を卒業	中学校を卒業（中等教育学校の前期課程の場合は修了）
中学校卒業後5年を超える者	平成27年3月以前に中学校を卒業した者
中学校長	志願者が在学している中学校の校長
出身中学校	志願者が卒業又は在学している中学校
出身中学校長	出身中学校の校長
施行規則	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

新型コロナウイルス感染症等に対する感染予防の留意点

- 1 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症等への感染予防（手洗い、咳エチケット[マスクの着用]、3つの密[密閉・密集・密接]の回避等）に気を配り、体調管理に努めること。
- 2 入学者選抜当日は、マスクを持参し、検査中を含めてマスクを着用すること。
- 3 入学者選抜当日の朝に、必ず検温をしてください。37.5℃以上の発熱があった場合は、当日、出身中学校又は志願先高等学校に申し出ること。

【1】 選抜（I）

1 趣 旨

「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」（以下「公立高等学校実施要項」という。）に基づき、「令和3年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針」（以下「市の基本方針」という。）に従って、本校の普通科普通、普通科国際コミュニケーションコースに対して、明確な目的意識や適性を有し、かつ学習意欲・向上心を持つ生徒の入学を促進し、本校教育の充実に資する。

2 課程・学科及び定員

- (1) 全日制課程 普通科 普通 入学定員 280 人の 20% (56 人) とする。
- (2) 全日制課程 普通科 国際コミュニケーションコース
入学定員 40 人の 50% (20 人) とする。

3 通学区域

- (1) 普通科 普通（以下「普通」という。）
広島市内全域
- (2) 普通科 国際コミュニケーションコース（以下「国際コミュニケーションコース」という。）
広島県一円

※ 「普通」では、調整措置により入学定員（56 人）の 30%（16 人）以内で、広島市を除く広島県内からの入学を認める。

4 教育課程

「普通」においては、第1学年では全員がほぼ同一の教育課程により履修し、第2・3学年では、希望する進路に応じて教科・科目を選択履修する。

「国際コミュニケーションコース」においては、普通科としての教科・科目を履修するほか、フランス語等の第二外国語や英語表現、総合英語、異文化理解等の学校設定科目を履修する。

5 出願資格

令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者で、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。

- (1) 本校の学科・コースを志望する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (2) 本校の学科・コースに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。
- (3) 学習成績が良好であること。

6 出 願

- (1) 方式
「公立高等学校実施要項」に従う。「普通」と「国際コミュニケーションコース」との併願はできない。
- (2) 出願期間及び手続
令和3年1月20日（水）から1月25日（月）正午まで
（受付時間は9時から16時までとする。ただし、最終日は正午までとする。）
中学校長は次の書類をまとめ、持参又は郵送により本校校長に提出すること。郵送により提出する場合は、受検票及び志願者名簿1部を返送するための封筒（440円分の切手を貼り、中学校の校長名・住所を記載した角形2号のもの）を同封の上、簡易書留郵便により、1月22日（金）

までに必着するよう提出すること。また、中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。なお、県外等からの出願については、「公立高等学校実施要項」に基づいて手続を行うこと。

- ① 入学願書（様式第1号）
 - ② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）
入学者選抜料2,200円は、専用の納付書（広島市立高等学校用）により所定の金融機関等で納付し、その「領収控」を入学者選抜願に貼付すること。
 - ③ 推薦書（様式第5号）
 - ④ 志望理由書（様式第6号）
 - ⑤ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第7号）
様式第7号の作成方法等は、「公立高等学校実施要項」（P105～108）による。
 - ⑥ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第9号）
1部提出する。なお、様式第9号の作成方法等は、「公立高等学校実施要項」（P111～112）による。
 - ⑦ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）
1部提出する。なお、様式第11号の作成方法等は、「公立高等学校実施要項」（P115）による。
 - ⑧ 志願者名簿（様式第13号）
志願者の志望する「普通」と「国際コミュニケーションコース」ごとに2部提出する。
 - ⑨ 入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）
「公立高等学校実施要項」（P22ウ（ア）b）による。
- (3) 県外等からの出願 「公立高等学校実施要項」（P23～24）に従う。
- ① 県外等からの出願に該当する者は、入学願書提出前に必要書類を次により広島市教育委員会に提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。ただし、調整措置によって、広島県内在住で通学区域外から出願する者は、この手続を必要としない。
ア 提出書類 「公立高等学校実施要項」別表第1（P95）による。
イ 提出期間 令和2年12月14日（月）から令和3年1月8日（金）正午まで
（ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）
郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月7日（木）までに必着するよう提出すること。
ウ 提出先 広島市教育委員会 学校教育部指導第二課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4-21
TEL (082) 504-2704
 - ② 保護者が既に（令和3年1月20日（水）現在）単身赴任などで本校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第31号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書等受付期間内に本校校長に提出すること。
- (4) 受検票
入学者選抜願を持参した場合は、受付と同時に交付する。郵送により提出した場合は、同封の封筒で郵便により中学校長に送付する。

7 面接及び小論文又は実技検査

- (1) 選抜（I）志願者全員に対して、面接（集団面接）を実施する（「国際コミュニケーションコース」志願者に対しては英語による面接を含む。）。また、「普通」志願者に対しては小論文（課題文あり）、「国際コミュニケーションコース」志願者に対しては実技検査（英語の聴き取り検査）を行う。
- (2) 実施期日 令和3年2月3日（水）
- (3) 実施場所 広島市立舟入高等学校

(4) 検査項目及び時間割等

時 限	普 通		国際コミュニケーションコース	
	時 刻	検査等	時 刻	検査等
	9:00～ 9:20	集合・注意	9:00～ 9:20	集合・注意
第1時限	9:30～10:40	小論文	9:30～10:40	実技検査
第2時限	11:00～	面接	11:00～	面接

(5) 携行品

- ① 受検票、上履き、下履きを入れる袋、鉛筆（シャープペンシル可）、鉛筆削り、消しゴム、定規、筆入れ、時計の他は携行できない。また、分度器、分度器のついた定規、三角定規、計算機能又は英和和英機能付きの時計、携帯電話（外部との通信可能な機器）、その他検査問題の解答上有利と考えられるものは、検査場内への持込み及び使用は認めない。持ち込んだ場合には、必ず検査開始前に監督者へ預けること。
- ② 万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなす。

(6) その他

面接が全て終了する時刻は13時30分頃を予定している。昼食が必要な受検者は、面接が終了した者から、持参した弁当を指定の場所でとることができる。

8 合格者の決定

本校校長は、推薦書、志望理由書、調査書、面接及び小論文又は実技検査の結果によって総合的に判断して合格者を決定する。

9 選抜結果の通知及び入学の確約

- (1) 本校校長は、選抜の結果について、2月8日（月）に、選考結果通知書（様式第14号）により中学校長に通知し、入学許可内定通知書（様式第15号）により中学校長を経由して入学許可内定者本人に通知する。

なお、選考結果通知書の受け渡しは、2月8日（月）10時から16時30分間に本校で行う。

- (2) 入学許可内定者は、入学確約書（様式第16号）を中学校長に提出し、中学校長は記載内容を確認の上、2月10日（水）正午までに、本校校長に提出しなければならない。

なお、この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

- (3) 入学確約書を提出した者は、他の高等学校の学科・コースに出願してはならない。他の高等学校の学科・コースに出願したことが判明した場合は、入学許可の内定を取り消すものとする。

- (4) 合格者の発表は、選抜（Ⅱ）の合格者とともに、3月16日（火）13時30分に本校所定の場所にて行い、「合格通知書」を受検票と引き換えに合格者本人または保護者に手渡す。

また、本校のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。掲載は3月16日（火）14時から3月17日（水）正午までの間とする。（URL <http://www.funairi-h.edu.city.hiroshima.jp/>）

- (5) 入学予定者に対する説明会を3月25日（木）9時から16時30分頃まで本校で行う。

選択科目、高校生活全般の説明及び教材の販売、学習状況リサーチ等を行うので、入学確約書を提出した者は保護者同伴で必ず出席すること。

10 その他

選抜の結果、入学許可内定者とならなかった者が、選抜（Ⅱ）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は選抜（Ⅲ）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

【2】 選抜（Ⅱ）

1 趣 旨 「公立高等学校実施要項」に基づき、「市の基本方針」に従って実施する。

2 課程・学科及び定員

- (1) 課程・学科は【1】の2による。(2ページ参照)
- (2) 定員は、入学定員から選抜（Ⅰ）に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数とする。

3 通学区域 【1】の3による。(2ページ参照)

※ 「普通」では、調整措置により入学定員(280人)の30%(84人)以内で広島市を除く広島県内からの入学を認める。なお、選抜（Ⅱ）における調整措置の対象は、選抜（Ⅰ）に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数とする。

4 教育課程 【1】の4による。(2ページ参照)

5 出願資格

次のいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
 - (2) 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者
 - (3) 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
 - (4) 令和3年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
 - (5) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者
- ※ (5)により出願しようとする者は、県外等からの出願許可を受けること。県外等からの出願は【2】の6(4)による。(6～7ページ参照)

6 出 願

(1) 方式

「国際コミュニケーションコース」の志願者は、「普通」を第2志望とすることができる。ただし、「普通」の志願者が「国際コミュニケーションコース」を第2志望とすることはできない。

(2) 出願期間及び手続

卒業中学校又は在学中学校（以下「出身中学校」という。）の校長は、次の書類を、本校校長に持参により提出すること。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、志願者本人が①、③、⑧及び卒業証明書を、本校校長に直接持参により提出すること。

① 入学願書（様式第1号）

県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を添付すること。((4) 6ページ参照)

② 志願者名簿（様式第13号）

志願者の志望する「普通」と「国際コミュニケーションコース」ごとに2部提出する。

* ①②及び6(2)の卒業証明書は令和3年2月15日(月)から2月18日(木)正午までに提出すること。

③ 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

入学者選抜料2,200円は、専用の納付書（広島市立高等学校用）により所定の金融機関等で納付し、その「領収控」を入学者選抜願に貼付すること。

- ④ 入学者選抜に関する特別措置願（様式第 4 号）
「公立高等学校実施要項」（P27 ウ（ア）b）による。

* ③④は令和 3 年 2 月 19 日（金）から 2 月 24 日（水）正午までに提出すること。なお、入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

- ⑤ 施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（様式第 8 号）
様式第 8 号の作成方法等は、「公立高等学校実施要項」（P105～108）による。
- ⑥ 第 3 学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第 10 号）
1 部提出する。様式第 10 号の作成方法等は、「公立高等学校実施要項」（P111～112）による。
令和 2 年 3 月以前の卒業生については、提出しなくてよい。
- ⑦ 評定（成績評点）集計表（様式第 12 号）
1 部提出する。様式第 12 号の作成方法等は、「公立高等学校実施要項」（P115）による。
令和 2 年 3 月以前の卒業生については、提出しなくてよい。
- ⑧ 自己申告書（様式第 18 号）
不登校等特別の事情のある者は、自己申告書を本人が記入し、提出することができる。
なお、中学校卒業見込者及び卒業後 5 年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。

* ⑤から⑧は令和 3 年 2 月 19 日（金）から 2 月 25 日（木）正午までに提出すること。
ただし、中学校卒業後 5 年を超える者の⑧については、③とともに、令和 3 年 2 月 19 日（金）から 2 月 24 日（水）正午までに提出すること。

* 郵便により提出する場合の注意事項

- ① 入学願書は、志願者名簿 1 部を返送するための封筒（440 円分の切手を貼り、中学校の校長名・住所を記載した角形 2 号のもの）を同封し、簡易書留郵便により、2 月 17 日（水）までに必着とする。
- ② 入学者選抜願は、入学者選抜料の「領収控」を貼付の上、受検票を返送するための封筒（440 円分の切手を貼り、中学の校長名・住所を記載した角形 2 号のもの）を同封し、簡易書留郵便により、2 月 22 日（月）までに必着とする。ただし、郵便による提出は志願変更を全く行わない場合のみ認める。
- ③ 調査書等は、簡易書留郵便により、2 月 24 日（水）までに必着とする。ただし、郵便による提出は志願変更を全く行わない場合のみ認める。
- ④ 郵便により当該の書類等を提出した出身中学校長は、郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(3) 志願者数の公表

- ① 2 月 18 日（木）正午現在の志願者数を同日 16 時に本校の正面玄関において公表するとともに、本校のホームページに掲載する。
- ② 2 月 19 日（金）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、2 月 22 日（月）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、2 月 24 日（水）正午の志願者数を同日 16 時に、①と同様にそれぞれ公表する。

(4) 県外等からの出願 「公立高等学校実施要項」（P29～30）に従う。

- ① 県外等からの出願に該当する者は、入学願書提出前に必要書類を次により広島市教育委員会に提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。ただし、調整措置によって、広島県内在住で通学区域外から出願する者は、この手続を必要としない。
- ア 提出書類 「公立高等学校実施要項」別表第 1（P95）による。
- イ 提出期間 【1】の 6（3）①イによる。（3 ページ参照）
- ウ 提出先 【1】の 6（3）①ウによる。（3 ページ参照）
- ② ①イの提出期限後に、保護者の転勤等が生じたことによって教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、イの提出期限を 2 月 17 日（水）正午までとし、入学願書等の提出期限は 2 月 24 日（水）正午までとする。
- ③ 保護者が既に（令和 3 年 2 月 15 日（月）現在）単身赴任などで本校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第 31 号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出する

こと。

ただし、選抜（Ⅰ）で本校を受検し、入学許可内定者とならなかった者が、選抜（Ⅰ）の出願後も保護者の住所に変更がなく、本校の選抜（Ⅱ）に出願する場合は、これらの添付は必要とせず、【1】の6（3）②により受検している旨を本校校長に申し出ること。

（5）志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科（コース及び同一学科内の学科を含む。）の志願変更を次により行うことができる。中学校卒業後5年を超える者については、次の②の手続は、出身中学校長を経由せずに行うこととする。

① 期間

令和3年2月19日（金）から2月24日（水）正午までに入学願書の取下げ及び再提出を行う。

② 手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願（様式第19号）を、出身中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書の返却を受けること。なお、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。

イ 入学願書の返却を受けた者が再度本校に出願するときは、当初志願した学科またはコースに再び出願することはできない。「普通」から「国際コミュニケーションコース」への変更、及びその逆は可能である。

ウ 入学願書を再提出する者は、返却された入学願書の変更すべき箇所を訂正（朱書）し、出身中学校長を経由して、本校校長に提出すること。

エ 郵便による取下げ及び再提出はできない。

（6）受検票

入学者選抜願を持参した場合は、受付と同時に交付する。郵送により提出した場合は、同封の封筒で郵便により中学校長に送付する。

7 一般学力検査等

（1）実施期日、教科及び時間割等

3月8日（月）			3月9日（火）		
時 限	時 刻	検査教科等	時 限	時 刻	検査教科等
	9:00～ 9:20	集合・注意		8:40～ 8:50	集合・注意
第1時限	9:30～10:20	国 語	第1時限	9:00～ 9:50	理 科
第2時限	10:40～11:30	社 会	第2時限	10:10～11:00	英 語
第3時限	11:50～12:40	数 学			

（2）実施場所 広島市立舟入高等学校

（3）携行品

① 受検票、上履き、下履きを入れる袋、鉛筆（シャープペンシル可）、鉛筆削り、消しゴム、定規、筆入れ、時計の他は携行できない。また、分度器、分度器のついた定規、三角定規、計算機能又は英和和英機能付きの時計、携帯電話（外部との通信可能な機器）、その他検査問題の解答上有利と考えられるものは、検査場内への持込み及び使用は認めない。持ち込んだ場合には、必ず検査開始前に監督者へ預けること。

② 万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなす。

（4）面接

中学校過年度卒業の志願者については、3月9日（火）検査終了後、面接を実施する。

（5）やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜（Ⅱ）を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

なお、大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書により確認する。

① 手続

「公立高等学校実施要項」(P34) に示す必要な手続きを令和3年3月10日(水)正午までに行うこと。

② 選抜

ア 検査方法 面接、小論文、実技検査

イ 実施期日 令和3年3月12日(金)

ウ 集合及び検査時間割

時 限	時 刻	検査等
	9:00～ 9:20	集合・注意
第1時限	9:30～10:40	小論文、実技検査
第2時限	11:00～	面接(英語による面接を含む)

エ 実施場所 広島市立舟入高等学校

オ 携行品 a 追検査受検承認(不承認)通知書(様式第22号)

b 選抜(Ⅱ)における携行品 【2】の7(3)による。(7ページ参照)

※ 新型コロナウイルス感染症に係る追検査について

新型コロナウイルス感染症に係る追検査を3月23日(火)に実施する。検査方法等については別に定める。

8 合格者の決定

本校校長は、調査書及び一般学力検査の結果等を総合的に判断して合格者を決定する。

「国際コミュニケーションコース」については、一般学力検査の傾斜配点を行わない。この選抜で不合格となった者のうち、「普通」を第2志望とした者は、「普通」のみを志望した者とともに「普通」の選抜の対象とする。

「普通」については、一般学力検査の数学と英語について2倍の傾斜配点を行う。選抜にあたっては、まず、「一般学力検査の成績」と「調査書の学習の記録」をほぼ同等にみる方法により合格者を決定する。次に、入学定員280人の20%(56人)以内に対し、「一般学力検査の成績」と「調査書の学習の記録」を8:2の割合で評価し、「一般学力検査の成績」を重視する方法により合格者を決定する。

追検査の受検者については、調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

9 合格者の発表及び入学の手続

(1) 日時 令和3年3月16日(火)13時30分

(2) 場所 広島市立舟入高等学校 (電話による合否の問い合わせには応じない。)

本校のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。掲載は3月16日(火)14時から3月17日(水)正午までの間とする。

(URL <http://www.funairi-h.edu.city.hiroshima.jp/>)

(3) 手続

① 合格者は速やかに来校し、受検票と引き換えに「合格通知書」と「入学請書・辞退届」の用紙を受け取ること。

② 「入学請書」又は「辞退届」(いずれも押印が必要)を下記の受付時間内に提出すること。

令和3年3月16日(火)13時30分から16時まで

令和3年3月17日(水)9時から正午まで

(4) 繰上げ合格の実施

本校校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で繰上げて合格者を決定する場合がある。

なお、その場合には、3月17日(水)14時までに、中学校長を經由して受検者本人に連絡する。中学校卒業後5年を超える者については、受検者本人に連絡する。

(5) 入学予定者説明会

入学予定者に対する説明会を3月25日(木)9時から16時30分頃まで本校で行う。

選択科目、高校生活全般の説明及び教材の販売、学習状況リサーチ等を行うので、入学請書を提出した者は保護者同伴で必ず出席すること。

10 選抜(Ⅱ)及び追検査における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示

(1) 開示内容

- ① 一般学力検査における各教科の得点及び合計、自校作成問題による学力検査の得点
- ② 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 開示請求対象者

選抜(Ⅱ)及び追検査の受検者のうち不合格者(本人及びその法定代理人)

(3) 開示期間

令和3年3月24日(水)から4月23日(金)までとする。(ただし、日曜日、土曜日及び学校が定める振替休日等を除く。)

受付時間は原則として9時から16時までとする。(ただし、12時35分から13時20分までの時間を除く。)

(4) 開示場所

広島市立舟入高等学校

(5) 開示手続

請求者は、本人等であることを確認する書類(「公立高等学校実施要項」P96参照)を持参の上、本校において口頭で開示の請求をすること。

【3】 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

1 趣 旨 「公立高等学校実施要項」に基づき、「市の基本方針」に従って実施する。

2 課程・学科及び定員

全日制課程 普通科 2人以内(普通、国際コミュニケーションコースを含む。)

3 通学区域 「普通」 広島市内全域

「国際コミュニケーションコース」 広島県一円

4 教育課程 【1】の4による。(2ページ参照)

5 出願資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものが出願できる。

(1)「日本国籍を有する者で、外国に在留していたもの又は現在なお在留しているものに係る就学希望者で長期間外国に在留し、帰国したもの」又は「終戦前から引き続き中国等に居住していた者で日本に帰国したものに係る就学希望者」で【2】の5に定める出願資格に該当し、かつ、原則として次のいずれかに該当する者

- ① 海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者
- ② 海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者
- ③ 海外在住期間が4年以上9年未満で、帰国後の期間が3年以内の者
- ④ 海外在住期間が9年以上で、帰国後の期間が6年以内の者

- (2) 外国籍を有する者で、【2】の5に定める出願資格の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、原則として、入国後の在日期間が6年以内の者

6 出 願

- (1) 方式 【2】の6(1)による。(5ページ参照)
 (2) 出願期間及び手続 【2】の6(2)による。(5～6ページ参照)
 さらに、海外在住状況説明書(様式第25号)を入学願書とともに提出すること。調査書に替え、外国の学校における成績証明書を提出する者は、健康診断書も提出すること。
 (3) 志願者数の公表 【2】の6(3)による。(6ページ参照)
 (4) 県外等からの出願 【2】の6(4)による。(6～7ページ参照)
 (5) 志願変更 【2】の6(5)による。(7ページ参照)
 (6) 受検票 【2】の6(6)による。(7ページ参照)

7 一般学力検査等

- (1) 実施期日、教科及び時間割等

3月8日(月)			3月9日(火)		
時 限	時 刻	検査教科等	時 限	時 刻	検査教科等
	9:00～9:20	集合・注意		8:40～8:50	集合・注意
第1時限	9:30～10:20	国 語	第1時限	9:00～9:50	面 接
第2時限	10:40～11:30	作 文	第2時限	10:10～11:00	英 語
第3時限	11:50～12:40	数 学			

- (2) 実施場所 【2】の7(2)による。(7ページ参照)
 (3) 携行品 【2】の7(3)による。(7ページ参照)
 (4) やむを得ない事由による欠席者の取り扱い 【2】の7(5)による。(7～8ページ参照)

8 合格者の決定

本校校長は、一般学力検査、作文及び面接の結果並びに出願書類に基づいて総合的に判断して合格者を決定する。

追検査の受検者については、調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

- 9 合格者の発表及び入学の手続 【2】の9による。(8～9ページ参照)

【4】 選 抜 (Ⅲ)

選抜(Ⅲ)の実施の有無については、令和3年3月18日(木)10時に本校玄関前に掲示する。なお、実施する場合には、「公立高等学校実施要項」(P36～38)に従って実施する。